

全国スケートボード施設連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「全国スケートボード施設連絡協議会（以下「本会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 本会は、スケートボード施設の運営や維持管理における課題解決に向けた情報共有と共に、スケートボードの普及推進のために連携し、施設の利活用の推進やスケートボードの発展、生涯スポーツの推進と地域振興に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) スケートボード施設の運営及び維持管理における情報共有に関する事。
- (2) スケートボードの普及推進及び地域振興に向けた情報交換に関する事。
- (3) スケートボード施設相互の連携に関する事。
- (4) 国、関係機関等への要望及び提案に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な活動

(構成)

第4条 本会は、本会の目的に賛同し、参加表明書（様式第1号）を提出した都道府県及び市区町村で構成（以下「構成員」という。）する。

2 構成員は、脱会届（様式第2号）を提出することで本会を脱会することができる。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 1名

2 役員は、総会において構成員の互選により選任する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 任期の途中において役員に異動等があった場合、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序により、その職務を代行する。

3 監事は、会計の適否を監査する。

(顧問)

第7条 本会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問には学識経験を有する者のうちから、役員に諮り、会長がこれを委嘱する。

3 顧問は、会長の諸問に応じ、専門分野における助言等を行う。

4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 任期の途中において顧問に異動等があった場合、その任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 総会は、会長が招集し、議長となる。

2 総会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 総会を欠席する場合は、会長に代理者選任届(様式第3号)を提出し、代理者を出席させることができる。代理者を出席させることができない場合は、会長を受任者とし、委任状(様式第4号)を提出するものとする。

4 緊急を要する事項は、書面により、構成員の過半数の同意をもって決する。

(経費)

第9条 本会の経費は、構成員の負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第11条 本会の事務は、会長が所属する自治体で処理する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和4年11月26日から施行する。

この規約は、令和7年4月1日から施行する。